

# 「みどりの食料システム法」の制定と「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」の作成について

## 1 「みどりの食料システム法」の施行（令和4年7月）

（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律）

### (1) 背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化。
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から消費までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題。
- 農林水産省は、令和3年5月、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。

### (2) 目的

- 農林漁業に由来する環境への負荷を低減する事業活動を促進するとともに、技術開発など環境負荷低減の基盤を確立するための認定制度を創設。
- 環境と調和のとれた食料システムの確立と、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、国民への食料の安定供給を確保。
- 環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展する社会の構築に寄与。

### (3) 新たな計画認定制度の枠組みと支援措置



## 2 「農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画」の作成について

### (1) 内容

「みどりの食料システム法」第16条で定められている記載事項などを含め、次の構成により作成する。

構 成	備 考
<b>第1章 北海道基本計画について</b> 1 計画策定の趣旨 2 計画の位置付け 3 計画期間	
<b>第2章 農林漁業における環境負荷低減に関する基本的な方針</b> 1 農林漁業における環境負荷低減の意義 2 「みどりの食料システム戦略」と「みどりの食料システム法」 3 農林漁業分野における温室効果ガスの排出の状況と「ゼロカーボン北海道」のめざす姿 4 道の農林漁業における環境負荷を低減する取組の状況 4 農林漁業における環境負荷低減の推進に向けた対応方向	
<b>第3章 環境負荷低減事業活動などの促進に関する事項</b> 1 環境負荷の低減に関する目標 ← 2 環境負荷低減活動の内容に関する事項 ← (1) 環境保全型農業の推進に関する事業活動 (2) 温室効果ガスの排出量の削減に関する事業活動 (3) その他 3 特定区域及び特定環境負荷低減事業活動の内容に関する事項 ← 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項 ← 5 環境負荷低減事業活動により生産された農産物の流通及び消費の促進に関する事項 ← (1) クリーン農業 (2) 有機農業と有機農産物 6 環境負荷低減活動の促進に関する事項 ← (1) 道の推進体制 (2) 市町村や農林漁業者などとの連携・協働 (3) 進行管理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">法に基づく記載事項</div>

### (2) 作成方法

- ① 道の「第6期北海道農業・農村振興推進計画」、「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」、「北海道有機農業推進計画（第4期）」など既存の計画を活用して、作成する。
- ② 道が主導して素案を作成し、市町村への照会などを行い、取りまとめの上作成する。

### (3) 主なスケジュール

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 令和4年8月 | 審議会における意見聴取(30日)     |
| 9月     | 国の基本方針の公表            |
| 10月    | 市町村への意見照会、パブリックコメント  |
| 11月    | 道議会(農政委員会)報告         |
| 12月    | 農林水産省への協議・同意を経て決定・公表 |

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の  
促進等に関する法律（みどりの食料システム法） 抜粋

（基本計画）

第十六条 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
- 二 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
- 三 特定区域を定める場合にあつては、次に掲げる事項
  - イ 当該特定区域の区域
  - ロ 当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項
- 四 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
- 五 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針(案) 抜粋

第四 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の作成に関する基本的な事項

3 基本計画の作成に当たって配慮すべき事項

（1）市町村及び都道府県の役割分担の明確化

～（略）～

なお、基本計画については、都道府県が主導して基本計画の素案を作成した上で、特定区域を設定し地域ぐるみの事業活動を促進しようとする市町村その他の当該都道府県域内の全ての市町村に照会を行うなど取りまとめを行い、都道府県が当該都道府県域内の全ての市町村と連名の基本計画を作成することを基本とする。ただし、地域のモデル的な取組の創出に取り組むため、市町村が主導して計画を作成する場合には、都道府県と調整の上、都道府県が主導して作成する基本計画との整合を図った計画を都道府県と連名で作成することも可能である。

（2）市町村及び都道府県における既存計画等の有効活用

基本計画の作成に当たっては、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）等に基づき地方公共団体が策定している農林水産施策や環境施策に関する計画等（計画と同様の性質を有する戦略、大綱、方針その他の文書を含む。以下この（2）において同じ。）や、地域の農林水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るために地方公共団体が独自に策定している計画等を活用することができるものとする。

# みどりの食料システム法に基づく新たな認定制度の概要

参 考

区 分	環境負荷低減事業活動実施計画の認定		有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可	基盤確立事業実施計画の認定
		特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定		
認定者	〔認定：知事〕	〔認定：知事（市町村長に意見聴取）〕	〔認可：市町村長〕	〔認定：国（主務大臣）〕
認定要件	基本計画に適合すること	基本計画に適合すること	協定区域内農用地所有者等全員の合意があること、土地利用に関する各種計画に適合すること	基本方針に適合すること
対象区域	基本計画を策定した市町村の区域	農業集落、学区、旧行政区域など一定のまとまりを有する区域で市町村が設定	市町村が設定した特定区域内	
対象者	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体	2戸又は2名以上の共同で実施する農林漁業者を基本	農用地所有者等	機械・資材メーカー、食品事業者、研究機関等
対象事業	①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減（有機農業を含む） ②温室効果ガスの削減 ③その他農林水産大臣の定めるもの 水耕栽培での肥料・農薬の使用低減、バイオ炭の農地施用、プラスチック資材の排出抑制 等	①有機農業の団地化 ②工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地 ③地域ぐるみでのスマート農業	有機農業の団地化を進めようとする区域内の農業者が栽培管理に関する協定を締結し、市町村長が認可。 〈協定に定める事項〉 ○対象農用地の区域（協定区域） ○栽培管理に関する事項 ○協定の有効期間 ○協定に違反した場合の措置 等	①先端的技術の研究開発 ②新品種の育成 ③資材又は機械の生産・販売 ④機械類のリース・レンタル ⑤環境負荷低減の取組により生産された農林水産物を原料とする新商品の開発・生産・需要開拓 ⑥環境負荷低減の取組により生産された農林水産物の流通の合理化
特例措置等	○農業改良資金の特例 償還期限の延長（10年→12年） ○課税の特例（法人税・所得税） 一定の機械・施設等を導入する際の導入当初の所得税・法人税負担を軽減 等 《特別償却》 機械等32%、建物等16% 《対象機械・設備等》 ・農薬・肥料の使用量を低減させる機械・設備等で、メーカーが国の確認を受けたもの（国のHPで公表） ・基盤確立事業実施計画により生産されたもの ・一定期間内に販売されたモデル	○農業改良資金の特例 償還期限の延長（10年→12年） ○課税の特例（法人税・所得税） 一定の機械・施設等を導入する際の導入当初の所得税・法人税負担を軽減（特別償却、対象機械・設備等は同左） ○補助金等適正化法の特例 補助金等交付財産の処分（目的外使用）の制限に関する承認手続きのワンストップ化 ○農地法の特例 農地転用許可手続きのワンストップ化 等	○協定締結後に当該協定区域内の農用地の所有者等になった者に対しても協定の効力が発生	○中小企業者向け金融支援 日本政策金融公庫の低利資金 ○補助金等適正化法の特例 補助金等交付財産の処分（目的外使用）の制限に関する承認手続きのワンストップ化 ○農地法の特例 農地転用許可手続きのワンストップ化 ○種苗法の特例 品種登録の出願料及び登録料の減免 ○課税の特例 環境負荷低減に資する資材等を製造する機械・設備を導入する際の所得税・法人税負担を軽減 《特別償却：機械等32%、建物等16%》等
	  <p>省力的な有機栽培を可能とする高効率水田用除草機 堆肥散布機（マニュアルスプレッド）</p>	  <p>ドローンによる農薬散布 バッテリー保管・充電施設</p> <p>先端技術の地域ぐるみでの活用</p>		  <p>メタンの排出抑制、良質な堆肥生産に資する堆肥化処理施設 食品残渣を堆肥化するバイオコンポスター</p>